

（第一類）第七号

衆議院 厚生委員會議録 第六号

付託事件

傳染病豫防法等の一部を改正する法律案（内閣提出）（第一五號）

保健所法を改正する法律案（内閣提出）（第一六號）

青少年禁酒法案（參議院送付）（複第一號）

昭和二十二年七月三十一日（木曜日）  
午前十時三十分開議

出席委員

委員長 小野 孝君

理事 山崎 道子君 理事 武田 キヨ君

理事 有田 二郎君 理事 徳田 球一君

理事 太田 典禮君 理事 福田 昌子君

理事 松谷 天光君 理事 武蔵 運十郎君

理事 園田 直君 理事 勝二君

理事 榊原 孝君 理事 河野 金昇君

理事 野本 品吉君 理事 齋藤 晃君

理事 寺崎 俊君

出席國務大臣 厚生大臣 一松 定吉君

出席府委員 厚生技官 三木 行治君

厚生技官 濱野 規矩雄君

七月三十日

青少年禁酒法案（參議院送付）（複第一號）

の豫備審査を本委員會に付託された。

本日會議に付した事件

傳染病豫防法等の一部を改正する法律案（内閣提出）（第一五號）

保健所法を改正する法律案（内閣提出）（第一六號）

（第一六號）

（第一六號）

（第一六號）

（第一六號）

（第一六號）

（第一六號）

（第一六號）

○小野委員長 これより會議を開きます。  
この際御報告いたしますが、昨日の本會議で、東北の水害状況調査のため委員を派遣することになりました。その委員は委員長に一任されておつたわけでございますが、社會黨より田中松月君、民主黨より武田キヨさん、自由黨より大瀧龜代司君が行かれることにきまりました。  
前會に引續いて傳染病豫防法等の一部を改正する法律案、保健所法を改正する法律案を議題にして審議を進めたと思ひます。前會の發言が終つておりませんので、榊原君の御發言を願ひます。  
○榊原（孝）委員 「保健所は、地方における公衆衛生の向上及び増進を図るため必要があるときは、」とあります。が、この必要があると認める者はだれでありますか。  
○三木（行）府委員 保健所でありま

す。  
○榊原（孝）委員 そういたしますと、地方の一般民衆が必要であると認めましたものと、保健所が必要であると認められたものと、兩者の意見が異なつた場合にはどういふことになりますか。在來の例を見ますと、官公署においていふ必要であるとお認めになつたものが、實際上は地方の民衆にとつてあまり利益でないという場合もあるものであります。たとえて申しますと、一時縣立の診療所がわが國に

おいて多數できた場合があるものであります。ところがその縣立の診療所というものはあまり必要はないというふうに地方的に認められたのであります。が、中央の方針をいたしまして縣立の診療所が濫立されまして、その結果はどうかと申しますと、五、六年経ちますと、それらのほとんど大部分は閉店休業の状態になつて、結局は地方の開業醫をして、その診療所において開業をさせるというふうな状態になつていた場合が多いのであります。また國民健康保險の問題にいたしまして、戰時中これを強制的に多數濫立した傾きがあるものであります。國民健康保險の現狀は皆地方の御存じの通りであります。今この保健所が必要があると、診療所が必要があると認めになつたそのお認めの際の程度によりましては、あるいは今のようないわゆる官公署による認識と、地方民衆の間における認識との間における食い違ひが生ずることではないか。そういう點に疑義をもつのであります。その點について御意見を承りたいのであります。  
○三木（行）府委員 お答えいたします。まず保健所の運営の仕方につきまして御説明申し上げまして、最後に結論をお答えしたいと思います。保健所が創立せられたのは今から十年前の昭和十二年でありましたが、その當時においては、我が國の衛生行政は御承知の通り、警察行政、取締りを主とした行政であつたのであります。衛生行政は本來國民のまつたき協力のも

とに行われなければならないものであります。ところが、この取締行政を指導行政に轉換するといふことが保健所の出發する指導精神であつたのであります。これが第一期であります。第二期は、昭和十九年十月保健所が改組といふか、擴充強化せられ、各種の同種類の健康相談機關を合併して、いわゆる保健指導を擔當したものであります。そのときには保健所は依然として指導機關であることに變りはないのであります。が、當時の一般情勢を受けて、保健國策末端邊境の第一機關として、兼ねて行政廳たるの色彩をもつておりました中央集權的な色彩を若干もつておつたのであります。もし歴史を書くとしたらすれば、今日は第三期の變革であると思ひますが、今回の保健所法の改正にあつては、第一條に明記してあるごとく、保健所は地方における公衆衛生の向上及び増進をはかることを目的としております。すなわち戰爭をやめる勞働力、兵力を育成培養するための保健國策末端邊境の第一機關であるといふよりも、むしろ率直に憲法の精神に従つて、國民のための保健衛生、公衆衛生の向上増進をはかることを目的としておるのであります。従つてその運用にあつては、その地區におります住民の盛りにあつて、その地區にむして住民自身の問題として取り上げていただくような、民主的な委員會が、この進言にあつて大いにあずかつて力あるように、處置したい所存であります。もしこの場合において保健

所がかりに保健所独自の立場で、住民の希望と背馳し、客觀的情勢と異なる方針をとるようなことがありますれば、當局といつたしましても十分注意いたします。地方議會及び國會議の行政監視によつてこれを是正していくことができる、かようは考へております。  
○榊原（孝）委員 いまのお話はきわめて率直によく了解するところであります。最近衛生局長がお話になりました中に、その治療の限度は明らかに公衆衛生の向上及び増進の範圍であるといふことですが、この第四條においては、その限度を明記してないのはどういふわけでありまか。  
○三木（行）府委員 前回の委員會でも具體的に申し上げたごとく、結核、性病、齒科疾患については各々豫防的措置としてその必要に應じ、その限度においてこれを行ふ。具體的には、結核については、氣胸療法、性病については治療費等の處置であります。が、齒科疾患については豫防的の發付をいたしたいと考へております。「その他」と書いてあるのは、前會も申し上げたごとく、たとえば青森におけるトラコーマ（山梨における日本住血吸蟲等の地方病の特異なる例におきましては、これをやり得る途を存しておくことが必要ではないかといふに止まるのであります。當局をいたしましてこのたび保健所法を改正いたしましたも、保健所の第二の目的とするところは指導機關、國民の皆様に納得していただけるというこの民主主義的衛生行政の民

主化を大いにはかろうという狙いでございまして、従いましてそれがために指導に全力を注ぐということが必要であるのであります。むしろ私どもの危惧いたしますことは、結核療養のよく御承知になつてゐるところであります。指導と治療と両方を比較いたしますならば、醫者の立場からいたしますと指導の方が非常にむづかしい。治療は非常に簡単であります。かつ從來の醫師機關におきましては主として治療を教へていたのでありますから醫師はやすきにつきやすいのであります。保健所に勤務いたしますところの醫者がさういふふうなやすきにつきまして治療に陥らないように、たとえ豫防的措置といつても、決してそれらの措置を逸脱しないようにということとは私どもの嚴に自戒いたしてゐるところであります。この點につきましては十分に御了解をいただきたい、かように考へてゐる次第であります。

○結核(寧)委員 次にお尋ねいたしましたことは、今回保健所の擴張をなさるのであります。その内容におきまして治療のため入院室の御設備をなさるおつもりでございませうか。あるいは將來これをなさるうとするおつもりでございませうか。それを承りたい。

○三木(行)政府委員 入院室を設ける計畫ももつておりませんし將來もさうな考へはございません。

○結核(寧)委員 結核治療のために氣胸療法を行うといふことをおつしやつておいでになります。その氣胸療法を行う場合の適應症はどういふふうな場合でありますか。

○三木(行)政府委員 これはきわめて困難な問題であります。保健所とい

たしましては國立病院あるいは療養所、その他開業醫の方々と密に連絡をいたしまして、さうしてそのうち厚生省の豫防局から指示しておりますところのいふ／＼な標準と申しますか、さうな標準に従ひまして、これを保健所限り氣胸療法をなし得るもの、これをなし、あるいは入院設備を有せざる保健所においてこれをなすのは適當でないといふものにつきましては、速やかに療養所に入れる、さうして事後處置を引受ける、かような行き方をいたしたいと考へております。

○結核(寧)委員 公衆衛生の向上並びに増進をはかる範圍及び限度において肺結核に氣胸療法をなさるうという場合に、その氣胸療法の對象になる肺結核の病症はどんなものになさるうとするのでありますか。

○三木(行)政府委員 公衆衛生の向上および増進をはかるために實施いたすのでありますから、これは主として集團檢診等によりまして檢診いたしましたるきわめて初期のものを對象といたすつもりであります。

○結核(寧)委員 そういたしますと、重症あるいは空洞を有する者に對しては、おやりにならないといふおつもりでございませうか。

○三木(行)政府委員 さような場合におきましては、病院、療養所等に入所を勧め、適切な處置をやらせる所存でございます。

○結核(寧)委員 そういふことになりますと、結核の輕症なる者を治療するといふことになれば、ここに政府のおつしやいますところの公衆衛生の向上並びに増進をはかるために、結核の治療をするといふ結核の對象なるものは、ほとんど全部の肺結核に及ぶといふことになりまうが、その解釋いたしましてよろしうございませうか。

○三木(行)政府委員 ただいま申しましたごとく、保健所はおのづからなる人的、設備的な制約を受けるものであります。従ひまして保健所でやりますこと、これは結核對策といふものは、實に保健所が指導行政を全からしめるための補完的な意味においてこれをなすものであります。保健所が獨立したる結核治療單位として動く考へは毛頭ないのであります。従ひまして結核全般についてこれをやるというやうなことは考へてもおりませんし、不可能なことと考へるのであります。

○結核(寧)委員 ただいまのお話は、結核患者の範圍をお示しになつたものであつて、結核の輕症なるものを保健所で治療しようということになれば、ほとんど結核のすべての種類のものを治療しなければならなくなりまう。またもちろん公衆衛生の向上並びに増進といふことになりまうれば、一番初めに對象になつてくるものはむしろ重症患者であつて、空洞から結核菌をど／＼社會にまき散らしてゐる、さういふものに對して氣胸あるいは萎縮療法を試みるのであつて、肺炎カタルその他の輕症なるものは開業醫によつてもこれができるはずであります。その點のはつきりした御説明をお願いいたしたいと思ふ。

○三木(行)政府委員 公衆衛生の向上及び増進をはかるためには結核療養の御説のごとく、菌排泄者を處理するといふことはもちろん必要であります。しかしこの菌排泄者はおおむね空洞を有しておるのであります。かくのご

とき者に對しましては萎縮療法等を御説のごとく實施するといつたとしても、保健所ではどうしてこれをやることのできない。従ひまして、これと緊密なる連絡のある收容施設にできるだけ收容する方針であります。輕症患者についてはどうかという御意見であります。特に輕症患者に注目いたしましたのは、今申し上げたごとく保健所が指導機關を本來的使命といたします建前、及び保健所の物的施設から受けるところの制約といふやうなものによります。早期に正しい治療を氣胸程度であります。行へば治る。さういふやうな治つた實例が多數あるといふことは、その回復患者が公衆衛生に向つて協力をしてくれる、理解ある人として大いに協力してくれることに相なります。かつまた公衆衛生の實例を國民の方々にお目にかけるといふやうな點において、また思想普及といふ點において意義がある。すなわち公衆衛生の増進及び向上に役立つものである。かように考へておるのであります。

○結核(寧)委員 たゞ／＼申し上げて失禮であります。さういたしまして、保健所において公衆衛生の向上並びに増進の上において結核の治るもの、これはきわめて輕症なるものであつて、その意義は非常に限定されておる。社會的な公衆衛生の向上並びに増進の上から申しますれば、非常に限定されておるものと考えなければならぬ。従ひまして、非常な限定されておるものであります。またこれが一面先ほどお話ししたように肺に空洞がある。その空洞からど／＼結核菌をまき散らしておるといふやうな患者についてはこれを行わない。先ほ

ど申しますように保健所におきましては入院設備をもたないのだからもしも入院設備をもたないでこれらの空洞の患者を收容いたしますならば、これは結核豫防法第七條、第六條に反する結果となつてくる。従つて保健所において行ふものは結核患者の輕症であつて、ごく限られたものである。これらの限られたものについて行ふならば、それはそのほかの公共の病院あるいは診療所、あるいは私立の病院においてもこれをするのであります。従ひまして、ことさら保健所において結核の治療をするといふことに關しましては、少しくある點の制限が出てくるのじやないかと考へる次第であります。また結核といひますと、私は先ほどから肺結核のことを申し上げましたが、御承知のように結核にはそのほか骨の結核もございまして、そのほかの臓器の結核もあります。殊に骨の結核によつて孔からいふ／＼な結核性のうみが出ておるといふものは、これまた公衆衛生上最も大なる害があるものと私も思ふのであります。さういふものに對してどんなふうなお考へをおもちでございませうか、それを承りたいと思ひます。

○三木(行)政府委員 ただいまの御説のごとくは、保健所における結核治療といふものは非常に部分的なものではないかという御意見であります。その御意見の通りに解釋できると存じます。保健所は結核患者の收容機關及びその他の機關と連絡いたしまして、結核對策をコンプリートなものにいたすのであります。保健所におきましては結核豫防思想の普及、結核豫防生活を実踐せしむるがごとく指導といふものを中心とし、かつ必要にして保健所

と考へることは考へてもおりませんし、不可能なことと考へるのであります。○結核(寧)委員 結核患者の範圍をお示しになつたものであつて、結核の輕症なるものを保健所で治療しようということになれば、ほとんど結核のすべての種類のものを治療しなければならなくなりまう。またもちろん公衆衛生の向上並びに増進といふことになりまうれば、一番初めに對象になつてくるものはむしろ重症患者であつて、空洞から結核菌をど／＼社會にまき散らしてゐる、さういふものに對して氣胸あるいは萎縮療法を試みるのであつて、肺炎カタルその他の輕症なるものは開業醫によつてもこれができるはずであります。その點のはつきりした御説明をお願いいたしたいと思ふ。

○三木(行)政府委員 公衆衛生の向上及び増進をはかるためには結核療養の御説のごとく、菌排泄者を處理するといふことはもちろん必要であります。しかしこの菌排泄者はおおむね空洞を有しておるのであります。かくのご

とき者に對しましては萎縮療法等を御説のごとく實施するといつたとしても、保健所ではどうしてこれをやることのできない。従ひまして、これと緊密なる連絡のある收容施設にできるだけ收容する方針であります。輕症患者についてはどうかという御意見であります。特に輕症患者に注目いたしましたのは、今申し上げたごとく保健所が指導機關を本來的使命といたします建前、及び保健所の物的施設から受けるところの制約といふやうなものによります。早期に正しい治療を氣胸程度であります。行へば治る。さういふやうな治つた實例が多數あるといふことは、その回復患者が公衆衛生に向つて協力をしてくれる、理解ある人として大いに協力してくれることに相なります。かつまた公衆衛生の實例を國民の方々にお目にかけるといふやうな點において、また思想普及といふ點において意義がある。すなわち公衆衛生の増進及び向上に役立つものである。かように考へておるのであります。

○結核(寧)委員 たゞ／＼申し上げて失禮であります。さういたしまして、保健所において公衆衛生の向上並びに増進の上において結核の治るもの、これはきわめて輕症なるものであつて、その意義は非常に限定されておる。社會的な公衆衛生の向上並びに増進の上から申しますれば、非常に限定されておるものと考えなければならぬ。従ひまして、非常な限定されておるものであります。またこれが一面先ほどお話ししたように肺に空洞がある。その空洞からど／＼結核菌をまき散らしておるといふやうな患者についてはこれを行わない。先ほ

において可能な限度において治療をやるということに相なりますので、これはおよそ事結核に關する限り、全部を引受けるということに相ならぬことはいし方のないところであると思ふのであります。ただし結核の對策において、最も必要でありますところの結核療防思想の普及という點は、わが國においては非常に缺けておる面でございますので、この點につきましては保健所において大いに力を入れ、かつこれらの早期診斷をいたしました患者、家族に對しても、これらの療防思想を普及いたしますことは、もつとも實效のある方法であると考えておるのであります。なお御指摘になりました洞孔等を有する外科的な患者等につきましては、もちろんこれをそれぞれの病院、診療所に送つて緊密なる連絡のもとに、速やかなる治療をいたさしめるように協力いたす所存でございます。

○榊原(孝)委員 よくわかりました。次にお伺いしたいことは、保健所において治療をなさるうとする場合に往診をなさいますか。

○三木(行)政府委員 往診はこれを行いません。但しこれは往診ではございせんが、保健婦の家庭訪問というものは當然行つてもあります。

○榊原(孝)委員 これを機會に厚生省當局にお尋ねしたいことは、今日大臣の御出席がございせんが、國立結核療養所において治療費を今有料としようというふうなことから、もしも有料にした場合には、非常にたくさん空ベッドができるという事實であります。この點をどんなふうにお考えになつていらつしやいますか。またその

いうふうな有料にいたしましたせんでも、今でも相當多數の、約三割くらいは空ベッドが、わが國におけるところの國立結核療養所において認められると私どもは判斷しておるのであります。この空ベッドができる意味をどんなふうにお考えになつておりますか承りたいと思ひます。

○小野委員長 榊原君に申し上げますが、關係の政府委員が出席しておらないので、この點に關する答辯は留保いたします。

○榊原(孝)委員 いずれその點について、はつきりとした統計上の數字を示し願ひたいと思ひますが、とにもかくにも今わが國における結核療養所において、空ベッドがあるという事實であります。今このたくさん空ベッドがあるにかかわらず、また保健所において結核の治療をなさるうというところは、國立の結核療養所が満員であつて、その機能はもはやどうにもならないという状態であれば、それを補充すべく保健所において治療をすることも結構だと存じます。けれども、國立病院においてはほん／＼空ベッドがある。そしてその機能は十分發揮しておらないというのに、一方においてさらに國家的施設たる保健所において、結核を療養しようというお考えと、その點においてはなんら關係がございせんか。あるいはその點をお考えになつていらつしやいますか、それを承りたい。

○三木(行)政府委員 結核療養施設における空ベッドは一時食糧の關係等もございまして、相當あつたのであります。その後食糧の加配等も得て逐次充員を見つづける状況であります。なお

これらの空ベッドあるにかかわらず、保健所において治療をやるということ、その間に一貫性がないではないかという御意見でございしますが、私もどもはむしろ保健所において結核の治療をやるということが、結局療養施設を十分二分に活用する結果になると考えておるのであります。と申しますのは、わが國の現段階におきましては、保健所において現實に何らかの受益をさせるということが、保健所を利用する者の殖える原因になる。これは否むべからざる事實であります。かつまた集團療養等によりまして、患者を見出し、また氣胸療法をやつて、その中で保健所では適當に處置できないというものは、ことごとくこれを療養所に收容する。また療養所から出ましたものを、デフター・ケーヤとして保健所が受取るというような緊密なる關係を今回の措置において期待しておるのであります。この措置によりまして、療養所のベッドは十分活用できるのであるというように考えておられます。

○榊原(孝)委員 次に伺ひたいことは、性病療防に對して投薬並びに簡單な處置をするという點であります。具體的にどういふことをもつて性病の公衆衛生の向上並びに増進をはかるための具體的治療としておいでになりますか。それを伺ひたい。

○三木(行)政府委員 梅毒につきましては、サルヴァルサンの注射、瘰癧あるいは内服薬という今日行われておる療法を行います。淋病につきましては、また内服薬あるいは洗滌處置のごときものを行ふ方針であります。觀血的療法は行わないつもりでございします。

○榊原(孝)委員 次に承りたいことは、

は、齒科衛生上において、公衆衛生の向上並びに増進をはかるために、この間は齒に藥を——はつきりわかりませんが、何かおつしやつたようでありますが、どういふことをなさるうというのであります。具體的にはつきりおつしやつていただきたい。

○三木(行)委員 保健所でやらんとししております齒科衛生に關する事項といひましては、むしろ齒の療防措置、具體的には定期的に口腔検査をやりますとか、あるいは齒牙の清掃、それから粉化ナトリウムあるいは銀を塗るといふような措置であります。また齒槽膿漏の療防というふうなもの、あるいは小兒の口腔衛生、これは學校衛生との關係が密接であります。さういふものを具體的にはやりたいと考えております。

○榊原(孝)委員 ただいま御指摘になりましたのは、これを齒科疾患の治療ということができますか。

○三木(行)政府委員 たとえば齒石の除去というふうなものは齒科疾患の治療とも唱えられてゐると存するのであります。

○榊原(孝)委員 今のお話はなはだあやふやであります。齒科疾患の治療というものは療防とは全然違ふものであります。進駐軍の醫書には何も治療というふうなことは書いてないのであります。もしも公衆衛生の向上並びに増進上、齒科疾患の治療をするというならば、これはむしろ齒の療防をしなければならぬと私は思ふのであります。これは三木局長もおわかりになつておられると思ひますが、公衆衛生上最も必要なものは——ただいま各國において公衆衛生上非常に必要と考へ

てゐるものはロイマチスの療防であります。このロイマチスのほとんど半分あるいは——今その統計はここにございせんが、ある大きな部門におきましては、むしろ齒からこれが起つてくるのであります。各國ともロイマチスを一つの療防すべき公衆衛生上の重大な疾患と考へております。従つてこのロイマチスの原因はむしろ齒からくるのが大多數でありまして、これを公衆衛生の見地から言ふならば、むしろ齒の治療をしなければならぬのであつて、むしろ齒のものが起る療防をしておつただけでは、齒科疾患治療の意義をなさないのであります。先ほどから承りますと、これは療防としてやるべき範圍のものをとおつしやつてゐるのであります。治療としてあぐべきものを何らお考えになつておらないということ、私はなほ疑問に思ふところでありまして、またもう一つは、この口腔衛生がどうして必要かと申しますと、このむしろ齒というはかに、もう一つは咀嚼の問題であります。むしろ齒がございしますならば咀嚼しきれない、そのために食物をとりましてもそれが消化されません。あるいは要らない食物、榮養上必要以上の食物を食べる。こういうことが公衆衛生上必要であるといふために主としてむしろ齒の治療をしなければならぬ。ところが、今のお話はこれと全然反してゐるのであります。さういふ點においてよくお調べになつてゐるかどうかというのを私は疑うのであります。公衆衛生の問題についてはあとからお話ししようと思つておりますが、外國の雜誌を見て、それに治療所も載つてゐる、療防の保健所が載つてゐる。それでひとつ進駐軍の方にお

願いしようにかという事なことは私はないと思ふのでありますが、もしもそういうことによつてわが國の保健所の將來の方針をおきめになるという事につきますと、私も多大の関心をもつております。その點についていかにお考えになりますか。

○三木(行)政府委員 齒科衛生に關しましては、ただいま榊原君からいろいろお叱りを受けたのでありますが、もちろん私もいたしましては、齒科衛生における保健指導に主眼をおいてゐるのであります。しかしながらただいま御指摘になりました齒科の問題につきましては、第一度のカリエス、これについては治療をやるつもりであります。従いまして單に保健指導のみに終始するものでもなく、治療につきましてもできるだけ正しい治療をやり、しかもその治療は單なる治療ではなく、そこに十分な指導を行ひまして納得した行き方をしたい、かように考へてゐる次第であります。

○榊原(孝)委員 そこで一つお尋ねいたしたいことは、わが國の保健所が創立されて以來十年になります。今日まで保健所は治療をやらないで、預防だけのことをやつてゐる。また保健所の使命といふものは預防でなければならぬ。先ほど三木局長もおつしやいましたように、とかく醫者といふものは預防といふことよりも治療をやりたい。今もし保健所において治療のやうなことをする場合に、治療にだけ専念するやうな結果になつて、預防衛生の方面は等閑になるのではないか。これはそういう治療をまつてはいけないうい意味から、強く保健所に働かせることの醫師を指導しておいでになつた

と思ふのでありますが、それが今になつて掌を返すがごとく治療を始めるといふことについては、一體どういふうな心境の變化によつてこゝういふことになつたのであります。それを承りたいと思ひます。

○三木(行)政府委員 保健所が新たに治療を始めます理由は、保健所としていふものは根本とする方針を變更したものでなく、この保健所が最も生命とするところの指導を全からしむるためには、若干の公衆衛生の向上のための治療をすることはやむを得ないという事實に基いたものであります。たとへば先ほど申し上げましたごとくに、保健所は今同までとかくの非難を浴びてまいりましたが、保健所の理想とするところの正しい、しかし今日のわが國の公衆衛生の齒科の程度におきましては、現實に何らかの受益をするといふこと、そういうことが保健所に對する認識を深め、保健所に對し親愛の感情をもつというやうな點があることを否むことはできないのであります。これを外國の例に見ましても、アメリカにおいても當初は保健の指導といふことをもつて緒始したしたのであります。しかしながら特に結核と性病及び齒科疾患に對する治療、しかもこれは保健所機能に鑑みきわめて限局せられたものであります。それを進行することによつて、保健所本来の使命とする保健指導業務が格段の躍進を遂げたといふ事實があるのであります。これに鑑みるところがありまして、ここに最小限の預防的措置としての治療を始める決心をした次第であります。保健所が保健指導を根本とするといふ觀點につきましては、こゝも變

化いたしておらないのであります。なお保健所が治療のほかに知事の權限を受けて行政事務をやるに至りました理由は、これはわが國におきます衛生警察が警察署から離れるといふことの必然の結果をいたしまして、これを保健所が受取る必要が生じたからであります。しかしながらこれらの權力行爲にいたしましては、保健所におきましては、まず保健指導に最も留意いたしまして、これを行ひます關係上、これらの權限はできるだけ使われないつもりではあるが使われないといふことを建前としてやつていきたい、かように考へておる次第であります。緒始一貫いたしまして、當局といたしましては保健所は指導を根幹とするといふ方針に御了解をお願いしたいと思います。

○榊原(孝)委員 私のおそれることは保健所にお働きになつておられるいおゆる醫師の方々が治療を始めることによつてその方に興味をもつて、やうして保健所本来の今おつしやつた預防醫學的方面に關する仕事を忘却なされるというのであります。先ほど御指摘になりましたアメリカにおきましては、保健所が治療機關をもつておると申しました。それはその地方の開業醫にその保健所をオフィスとして貸しておるとかいうやうな形によつてやつておるのが多いのであります。なお保健所において治療をなさんといはしまして、治療をする醫者と、預防に専念する醫者とを當然と御區別をお願いいたします。治療に専念している醫者が預防醫學の方にどうしても手が伸びぬと同様に、預防醫學に専念している醫者はどうしても治療に手が伸びぬ。

御研究になつたお醫者さんが、治療の方に手を出した完全な治療ができないのは當然であります。この前からお話になりましたように、むしろ今後の保健所は、開業醫その他の醫師に對して指導的立場に立たなければならぬ。その指導的立場に立たなければならぬお醫者さんが預防醫學の方もやる。一方においては治療醫學もやるというやうに二途かけておやりになつても、人力には制限がございますので、今後これをおやりになりましては預防に専念しておられるお醫者さんと治療に専念しておられるお醫者さんとを區別しておやりをお願いしたいと思います。

○濱野政府委員 ただいまのお話いろいろ承りましたが、若干私から御説明申し上げたい點があるので申し上げます。實はここで治療をいたします疾病は、私の局が主宰しております。結核でありますとか、性病でありますとか、むしろ齒科でありますとかの預防的處置が講ぜられるのであります。私たちが保健所を、先ほど三木局長の言われましたやうに二十年前にやつてまいりました。その前は健康相談所と終始一貫してきた人間であります。私たちが保健所の中において治療することについては榊原委員がおつしやる通り同感であります。

○三木政府委員 ただいま榊原委員の御意見のございました保健所の醫職員が治療に傾かないやうに、十分な監視をしなければならぬといふ御意見に對しましては、私もまったく同感に存じておるのであります。従いまして御指摘になりましたごとくに、治療を擔當する醫師と保健指導を擔當する醫師とは、各専任者をおきまして、その仕事

に専念していただく所存であります。  
また治療の措置をやる醫師におきましても、必ず保健指導を怠れないという保健所的な行き方をやつてもらふつもりでやるのであります。

○定員について 簡単に申し上げますと、性病につきましては醫師一人、齒科醫師が一人、結核が一人ないし二人というものを新たに増員することにするのであります。これは従来の定員のほかに加えて定員が増えることになるわけでありまして、これらの人が専門家として従事する。かつこの仕事に伴いまして當然十分なる保健治療を行わせるようにやりまして、御指摘になりました弊害のありませんように留意していきたく考えております。

○榊原(孝)委員 よくわかりました。ただ先ほどもお話しになりましたが、その場合に保健所が治療をしても、効果があるかどうか、治療をすることに疑問をもつて、いろいろ悪戦苦闘して、そうしてわが國の状態をよくわかるように話した、というようなお話があるものであります。それではそういうふうなお考えをもつておいでになることといたしまして、治療というところに全然觸れないところの歯科治療をこれにお加えになる、あるいは厚生大臣が指定した病氣をやるというふうにより大きな範圍でおやりになるというお考えは先ほどのお話しと少しく違ふのではないかと思ひますが、この點はどうでありますか。

○濱野政府委員 簡単に御説明申し上げて恐縮ですが……

○榊原(孝)委員 資料としておまわしになりました日本政府厚生省に對する

覺書という中にデンタル・ヒギニーとあります。治療という言葉はありますが、んが、どういうわけでありませうか。あるいはまた厚生大臣の指定する疾患というところは覺書に全然ないのであります。が、この覺書がうそでありますか。あなたのおつしやることがほんとうでありますか、これをはつきりしていただきたい。

○濱野政府委員 今申し上げましたように覺書はきわめて大體の線だけを畫きましたもので、この點御了承願ひたいと思ひます。

○榊原(孝)委員 その點は質問を保留いたします。

次に御尋ねいたしたいことは、厚生省といたしましては、醫療制度審議會というものを設けになりました。近き將來わが國におけるところの醫療制度を確定して、その線によつて進もうというお考えであると私は承つておりますが、その審議會を見まして、いろいろな種類の治療機關が錯雜あるいは重複するといふことを避けなければならぬといふ方針があるのであります。ところが今その醫療制度審議會の方針が確定しないのに、ここにおいて保健所が治療を始めるということには、政府の醫療制度をきめるといふ點と、あるいはその醫療制度の將來のあり方における御方針と矛盾するところがありませうか、といふことを厚生大臣に承りたいと思ひます。

○一松國務大臣 醫療制度審議會といふのは、これは厚生省のいわゆる諮問機關でありまして、決議機關ではありません。従つてその醫療制度審議會が行政の上に最も重要だといふ意見がま

とまれば、そのまゝつたことを厚生大臣に答申していただく。厚生大臣はそのまゝつたことについてこれを省議に諮りまして、いよいよこれがよろしいといふことであればやります。これはよろしからぬとあればやしません。そういうような制度であることは私が申し上げるまでもなく、榊原委員は十分に御了承のことでありまして、従つて醫療制度審議會がまだ審議しないうちに、一體そういう逸脱したような、出過ぎたようなことをやることはよろしくないやないかといふお叱りもありませんが、しかしながらそれは厚生大臣の權限であります。これがいわゆる諮問機關であるといふ以上は、その諮問機關において、今厚生大臣がそういうことをやつておるのはよくないからこれを是正すべきであるという答申をすれば、また厚生大臣としては考へてみなければならぬ。しかしながら厚生大臣は何も審議會に拘束されるものではないことはあなたが御承知の通りであります。ですから、これは厚生省としてはこういうことをいふに幅を擴げていくのがよろしい。こう考へてやつたのでありますから、これがもし悪いといふことであれば、あなたの方の委員會において私に對してそれをお話しください、そうして國會がこういう意見をもちつておるのだといふことであれば、國會の意見を尊重して、厚生大臣としては民生安

定のためにどこまでも努力したい。こゝろを考へてありますから、遠慮なくひとつ御意見を御發表願ひたいことを希望いたします。

○榊原(孝)委員 よくわかりました。

その次にお尋ねいたしたいことは、第九條「保健所の施設の利用又は保健所で行ふ業務については、命令で定める場合を除いては、使用料、手数料又は治療料を徴収してはならない」というのであります。將來の見通しとして、治療は無料でおやりになるとして、治療は無料でおやりになるお考えでございますか、どうでございますか、伺いたいと思ひます。

○三木(行)政府委員 お答えいたします。第九條の規定は、保健所は本来保健指導を中心とすべきものでありますから、これらの使用料、治療料、手数料というものは徴収しないということが建前であります。例外的な場合においては、使用料、手数料または治療料を徴収することがあります。こゝろをきまめ方であります。さてしからば今回の改正法律案にありますが治療につきましては、あるいは試験検査につきましては、無料でやるかと申しますと、これらにつきましては、安當な金額、たとえば社會保險診療報酬規程というやうなものを参照いたしまして、有料でこれをやりたい、かように考へておる次第であります。

○榊原(孝)委員 そういたしますと、實費以上上まつた、ある一定度の利益を加味したものを保健所でおとりになるというおつもりでございますか。

○三木(行)政府委員 實費という解釋がなか／＼困難であります。しかしある場合におきましては、多少の利益というやうなものを見ておるのではな

いかと考へられるやうな料金をとることもなるかと存じます。

○榊原(孝)委員 そういたしますと、これはもちろん特別會計ではございませ

せんから、その収入というものはこれを流用といふことはございませぬわけでございますか。

○三木(行)政府委員 府縣の収入になるわけでございます。

○榊原(孝)委員 次に御尋ねいたしたいことは、國立病院の實情に照しまして、國立病院がその設備内容あるいはその治療内容よりも著しく誇大な廣告をいたしたり、あるいはこの藥價が一般開業醫よりも高い場合があるといふやうなことが今まで時々起りました實情でございまして、そういうことは今新たにしようとしている保健の治療に關しまして、一般開業醫あるいは一般の公立病院がやつておりますやうな廣告の範圍においてこれをやる。そこにある一定度の制限を設ける。あるいはその藥價につきましては、先ほどお話しがありましたやうに、一般の社會保險診療の價くらゐのところであつて、それより上まわるといふことはないはずであると思ひますが、その點承りたいと思ひます。

○三木(行)政府委員 一般開業醫よりも上まわるといふやうなことは當然考へられないと思ひます。

○榊原(孝)委員 保健所の職員の報酬につきましては、豫算がきまりましてからまたお示しになるのであります。かどうですか。

○三木(行)政府委員 保健所の職員の給與につきましては、給與の豫算定率といふものがきまつておりますので、實は豫算の面におきましては、大體人數をそれにかければ出てくるわけでありまして、保健所の職員の豫算の額であります。それは別に豫算がきまらなくともお示しできると思ひます。

ただこれは豫算の金額でございます。手配としてはその人の経験、學歷、手腕というようにによりまして採用の基準が異なりますので、それらの内規は各府縣の職員ということになりますので、今直ちに告示し申します準備をもつておらない次第であります。御了承を願いたいと思います。

○礪原(事)委員　私は終わりました。

○小野委員長 野本品吉君。

○野本委員 保健所法に關しましてごく概括的な質問をいたしたいと思ひます。保健所法は憲法で保障してあります健康にして文化的な生活を実現することを目標とし、また國家の義務として規定されております公衆衛生の増進向上といふことを實現するための保健

所法の改正であると私は理解いたします。かように考えてまいりますと、この保健所法が整備され、保健所がその機能を遺憾なく發揮することができるかどうかということは、國民生活に直接關係してくるところが非常に多いと思いますので、私どもは重大な關心をもつておるわけであります。かような角度から私は以下質問を申し上げたいと思うのであります。

ぬと思うのであります。しかるに從來の日本の政治のあり方を考えますと、直接經濟關係の件いまず各種の問題につきましては、一般の國民が多額の關心をもち、また熱意を示しているのではありませんけれども、國家、民族の遠い將來の問題を決定いたしますかような根本的な問題に對しましては、案外に冷淡であつたということを私は思ひます。實に遺憾にたえないと思ひるのであります。かような角度から將來の厚生國策といふものをしつかりと樹立し、これを強力推進することが、新しく生れ代つてきた日本にとりましてきわめて重大な問題である。この點に關しまして大臣の所見をお伺ひいたしました。と思ひます。

○一松國務大臣　ただいま野本委員の御質問は、私は最も機宜に適したる御質問であると考えておるのであります。わが日本の國が敗戦の憂目を見て今日再建をしなければならぬというときにおいて、國民の保健衛生という點について最も重大な關心をもつて政治を運営していかなければならぬことは言うまでもありません。國民がほんとうに國家を再建して、世界の史上に文明國民と肩を並べて活動しようとするには、國民の健康ということが一番大切であり、それと同時に文明國民であるということが十分必要である。しかるにわが國の今日までの保健衛生とか國民の思想とかいふものは、世界の一等國民であるかのごとく自分らばかりいたずらに考へてまいつたが、今日の結果から見ればそうではなかつた。非常な劣等國民であつた。保健衛生の上においてもそうであつた、文化の上においてもそうであつたということを

今國民は自覺しつつあることは御承知の通りであります。關係方面が日本の領土を占領している今日において、特にわが國の保健衛生方面に關心をもたれて、それらの施設が非常に低下している、これらの施設が非常に遅れている、醫藥の方面にしてもすべての方面において遅れている、こういう點を大いに指導して、日本が世界の仲間入りのできるようにしなければならぬといふことで、關係方面が非常に熱意をもつて、特に厚生行政に向つて指導の立場に乗出していることを私は非常に喜んでゐるのであります。でありますから、そういう意味において、國民の保健衛生及びこれに關連する廣汎なるすべての施設の經費を大藏省に要求して、でき得る限りこういう方面に努力したい、これが私の信念であります。今回厚生省から出したいろいろなものに對して大藏省から豫算を査定してまゐつたのであります。私は極力今申し上げた趣旨を關係方面に了解してもらふ方法をとつております。大藏省、安本等におきましても私の意のあるところを了とせられまして、削減しておつたものを復活し、もしくは新たに要求しているものを快く容認してくれるという態度に出てくれることは私も非常に喜んでゐるのであります。そういうような考えをもつてこれから先、厚生行政の強力なる施策を運営していただきたいのでありますから、厚生委員の諸君におかれましても、ただいまの野本君の御質問にありましたような御趣旨のもとに私を鞭撻していただいて、この目的を達成することによって多大の寄與をせられんことを特にお願いしておきます。

○野本委員　ただいま大臣から非常に固い決心となみ／＼ならぬ御努力の様子をお伺いいたしまして、私は心から日本民族のためにこれを置はざるを得ないのであります。せつかく今後とも御奮闘をお願いいたすと同時に、われわれもまたこの問題に對しまして、力の限りを盡して御協力申し上げることをお誓い申し上げます。

次にお聴きたいしたいと思います。こ  
とは、先ほどもちよつとお話がありま  
したが、従來の厚生行政、なかなかずく  
國民衛生に關する行政が、主として警  
察力によつて推進されてまいつた。こ  
の結果は何をもたしたかと申します  
と、權威の前に恐れをなすがごとく、  
國民が動いてまいつたのでありまし

て、これらの衛生行政に對しましては、實に國民が消極的になつておることです。あります。自發的、積極的の協力する氣持が、他の一般行政に關するものとはなはだしく差のあることを私は遺憾に存じております。なお衛生行政そのもののもつ消極性と申しますか、かような點から、國民が主體的に衛生各般の問題を自分の事柄として考え、取上げて積極的にこれを進めていくというう

あります。従つて今後の厚生行政、なにかんずく衛生行政を進めるにあたりましては、いかにしたらば國民輿論の積極的な支持を期待することができるとかという角度から考えていくことが、きわめて重大なことであらうと思つております。先ほど三木局長からお話がありました、保健所の民主的な經營のごときは、まさに非常に考究しなければならぬことだと思つております。私はこれらの消極的な傾向をもつ

ておる衛生行政を、大局的に國民の輿論を喚起するような方策として種々なる事柄が考えられると思うのであります。今政府で考えになつております事柄がありますならば、具體的に伺ひたい。

○一松國務大臣 從來の厚生行政に關して、警察力を用いてこれを壓迫するがごとき態度に出た。それがために國民がこれらの點についてむしろ消極的であつた。これは野本君の仰せになる通りで、こういうことがあるがために、國民の保健衛生が思う存分の發達をしなかつたという一つの弊害を來しておることだと私は思うのであります。こういふやり方では弊害のありますことは言うまでもありません。ゆゑ

に私ともいいたしましては、今あなた  
の仰せになつておりますように、國民  
がこれはわれ／＼民族のためであると  
いう考えから、積極的にすべての厚生  
行政に働きかけてくるようにしむけな  
ければならぬと思うのであります。従  
つて厚生省は將來やりまする幾多の施  
策に關しまして、なるたけ民衆の聲  
を聴いて、これを行政の上に反映せし  
める、こういう態度をとつておるので

ありまして……（違う）と呼ぶ者あり）  
たゞいま現に行われております花柳病  
の關係方面からの覺書に對しましての  
厚生省の態度といたしまして、もう  
すでに關係者の方に二回も集まつてい  
ただきまして、それらの輿論を今聴取  
しております。そういうようなことで  
すべてのことを民衆の聲を聴いて、そ  
うして國家のために善政をやつてい  
う、こゝういう方針でありますから、  
今あなたの積極的にこれらのことを進  
めなければならぬという御意見には全

然賛成であると同時に、これを實施面に移しまして、そういう方針を進めたい。かように考えております。

○野本委員 次に保健所の従来の實績を反省、検討いたしてみますと、それは特に優秀なものもあつたであらうと思ひますけれども、一般的にこれを見ますならば、必ずしも満足すべきものではなかつたと私は思ふのであります。すなわちその指導力において、その設備において、所期の目的を達するに遺憾な點があつたと思ふのであります。さらに今後における保健所の任務のことを考えますと、いよいよここに考えなければならぬ重要な問題があると思ふのであります。それは先ほど來お話をありますように、戦前もそうでありましたが、特に戦後におきまして、わが國における結核が著しく増加してゐることは、何人も疑ひないところであります。さらに花柳病が一般國民、なかに若年層に非常な勢をもつて蔓延しつつあること、これらのことを考えますと、民族の前途には暗澹たるものがあるように私は感ずるのであります。さらに國民の衣生活を見ますならば、汗と脂にまみれた一枚の勞働服で一夏を暮さなければならぬ。冬になれば寒さを防ぐに足らない状態である。食生活におきましては、經濟實相報告書の示すところによりますれば、六大都市の民衆に配給されてゐる熱量は、わずかに千五百五十カロリー、蛋白質は三十グラム。一般的に見まして、食生活の窮乏は申すまでもないこととあります。住宅の問題について考えましても、採光、通風、まことに遺憾な状態における住宅に幾多の國民が生活してゐる。しかもごく狭い所に多數の

者が雜居してゐる。かような保健衛生上から見た惡條件のもとに生活してゐる國民の前途には、實に病魔がその魔手を擡げて待つてゐる。かように私は考えるのであります。さらにこの保健所法の第二條を見ますと、保健所はきつめて重大な、そうしてきつめて廣汎な任務があるように思ふのであります。先ほど來申し上げたように、今後の各種の病氣の豫防、治療等に非常な苦心の拂われるであらうことが豫想されますと同時に、第二條に書かれておられるところの廣汎にして重要な任務を果さなければならぬといふことを考えますと、保健所の陣容と申しますか、保健所の充實の問題はきつめて重大なことであると思ふのであります。私は今豫算その他のことを詳しく知ることができないので、具體的には申し上げられませんが、從來のような状態では、わがくに定員の數を増すことだけによつて、果してただいま申し上げましたような各種の重大な任務が完全に果せられるかどうか、疑ひなきを得ないのであります。この點についてお伺ひいたします。

○三木(行)政府委員 お答えいたします。國民生活が窮乏してゐること、今日ほどはなほだしきはないのであります。しかも國民生活のあらゆる分野に觸れてまいります保健所の業務が重大であることについては、御指摘になりました通りであります。私も非常に責任を感じてゐるのであります。戦時中及び戦後におきまして、保健所が指導力と申しますか、保健所活動が非常に不十分であつたといふ點につきましては、まことに申しわけない次第であります。これはいろいろ原因

があると思ふのでありますが、一つはわが國の醫育制度におきましては、いふゆる豫防と申しますか、むしろ健康増進面、保健指導面というより教育があまり十分でなかつたといふようなこと、及び戦時中におきましては、鋭利たる青年醫師が、活動力の旺盛な人々がごとくと應召してゐまして、非常に手不足であつたといふ原因も考えられるのであります。かつはまた御指摘になりましたごとく、保健所におきまして豫算が非常に過少であつたといふようなことにも、また活動力を制限せられる理由があると思ふのであります。しかしながら今日憲法二十五條の精神に基づきまして、大いに保健所が大活躍をやらんとするのにあたります。しては、御指摘になりましたように、その陣容を充實いたしまして、豫算を増額いたしまして、さらにその人間につきましても、十分なる再教育を行う必要があるといふことは、私も十分に分感じてゐるのであります。従いまして今回の追加豫算におきまして、相當の増員を要求いたしましたのであります。しかしながらまだ最後的にはきまつておりませんけれども、ともかく醫師につきまして見ますならば、從來二級技官千二百一十一名が二千二百名程度、そのほか保健婦、獸醫師、藥劑師、齒科醫師というよりなものの増員もしていただけてゐるでございまして、これを總計してみますと、從來の保健所におきましては、全職員の豫算定員は八千五百九十五名でございましたが、それがおおむね一萬四千八百八十九名という程度には増員できると考えられるのであります。従いまして私どもはこれらの新定員を獲得いたしますと同時に、

に、從來おられますところの職員の新教育を十分に實施するといふ目的をもちまして、公衆衛生院におきまして七つの學科を開設いたしました。これに二箇月ないし四箇月の講習を行ひまして、新しい時代精神に鑑みて、新しい方針をもつて、いかにして保健所ないしは地方衛生行政活動をなすべきかといふような點について、再教育に努力いたしてゐるような次第であります。

○小野委員長 野本君に申し上げますが、野本君の質問に關連して、徳田君から發言を求められておりますので、これを許します。ただ徳田君に申し上げますが、先般の申合せもありませんが、關連質問は簡單に願ひます。

○徳田委員 一松大臣の今さきの言葉であります。非常に政府は衛生その他の厚生設備に關しまして、特別の留意を拂われて、大いに今後これを擴充するといふお話である。それに對しまして私の言ひは、それは言ひことと、するところと違つてゐるということをおつたのであります。それに對して、一松大臣は、何がそんなことがあるかといふわけでありまして、これは事實が現れてゐるのであります。すなわち今度保健所をやつたり、いろいろのことを擴充してやると言ひますけれども、これは非常に結構なことである。まあいろいろの缺陷があるにしましても、やらないよりやるがよろしい。非常に結構である。しかしながら一方においては、現在結核患者が非常にたくさんおつて、その結核患者の中に、實際今無料で國立療養所にはいつてゐる者がある。今度これが有料になる。現在無料の場合におきましても一

日の食費は七圓であつて、そのために實際上結核療養には非常に食糧が足りない。しかたがないから皆私費で買つてゐるようなわけである。しかるにこれに對して有料になると一體どうなるか。これは患者同盟から出でてゐる資料であります。調べた對象が肺結核だけで一萬人である。ところで有料になつた場合に、これがどれくらい留まることができるかといふと、わずかに一〇%——一割しか留まることのできない。その以外の者は皆退所しなければならぬといふのである。これには多くの有業者も含まれておりまして、大體三〇%くらいは最も猛烈な有業者と言われているのである。こういふものを何ゆゑに有料にするか。言ひこととすることと違つてゐるじやないか。殊に今度の傳染病豫防法の一部改正におきましては、結核豫防はこれまで府縣に對して四分の一の補助を與えていたものを、二分の一に改めてゐる。すなわち二倍に増加してゐるのである。二倍に補助が増加しながら、一方においては何ゆゑにこれを有料にする必要があるか。しかも現在——先ほど藤原さんの質問に對しまして政府委員の回答がありました。これによりまして、八萬の病床に對してまだまだこれはあいてゐる。そうして今度こういふことをするといふと、いよいよますます／＼あく。一方では重症患者のベッドをあかしてゐて、他方ではごく簡易な保健所をやつてみたところどうなるか。こんなことをして、ただ豫防々々、指導々々と言へば、それはなるほど金ばかりかゝるが、結局するところそれではごまかしになつてしまふ。ほんとうに民族を愛し、民族の保

健をするというならば、この本になる有齒者が最もたくさんいるのを、ほかに開放してはいへんことになる。これをまず押えなければならぬ。こういう者が家庭に歸りますれば、家庭にこれはどん／＼傳染するのである。今の様な状態では、さつきも委員諸君から申されておりました通り、まだ政府委員も認めておる通り、衛生の設備におきまして、食糧の點におきまして、あるいは居住の點におきまして、きわめて不完全であるがために、いよ／＼ますますこれは傳染力を増大せしめるのである。こんな逆なことをしておるのでは、ちつとも言うこととするとは合つておらぬのである。さらにまたあなたは、民族が、人民が積極的に衛生を重んじてもらいたいと言ふ。なるほどそうである。そうならば結構な話である。しかるに一方においては、保健所においても有料で金をとる。金をとつてそれが積極的になるか。費乏で、今主食を買ひにさへ、皆ふら／＼しておる。そういうのに病氣が多いのである。それに有料だなんて、だれが行くものか。それにこの有料が幾分かもうけるような心持でやる。なあんだ。幾分かもうけるような心持ならば、それはだれも行きはしない。行つておればせぬ。かえつて監獄の方が衛生はいくらである。監獄はわれ／＼は無料ではある。これはいつでも、少しでも傷がつけば、少しでも危いと思へば、無料だからどんな行く。文句があれば文句を言つて、なあんだ、これじゃだめだ。それだから、かえつて監獄の方が衛生はいくらである。そういうふうな状態では、これを金をとる。金をとるのでは

何にもならないのである。あなたがほんとうにこれをやられるというならば、むしろ全部これを無料にすべきである。一切の病氣は全部無料にすべきである。現に、このためには社會保険を擴充すればこれはできるのである。これくらゐの金は、むしろこれは大やみ業者や隱匿物資からとりさえすればあるのである。何もむずかしいことじやない。ソヴイェトは現にこれは全部無料をやつておる。やれるのである。やればこれは積極的になる。だれだつて病氣がふかしたくない。要するに、ふところとの勘定だ。ふところがさびしくては、いくら早くやらうとしてもできない。いくら衛生を重んじようとしても重んぜられない。結局そこにあるのであるのに、しかもそういうことは閉却しておいて、こういうふうな逆の手を一方でやつてくる。ここが私は、あなたの言われることとすることとは逆だと言ふのであります。なおさらに國立病院については、國立病院の患者がたび／＼あなたのごとくに行つたはずでありまして、設備の改善、待遇の改善についてははなはだ顯著を起しておる。これは遂にハンガー・ストライキまでやつておるのである。またこれは醫療に従事している醫務組合においても非常に問題になつておる。そのうして賃金が安いために、今や醫者はまづたくひあがつてゐる。だからやみ醫者にでもならなければ、實際生活ができないうような状態では、こういうことを放つたらかしておいて保健所を擴充しておる。ただ仕事を擴げるばかりが能ではない。現在あるものをなせ充實せぬか。これを徹底的に充實すれば、それから仕事が始まるのである。

これをなさずして、ただ看板ばかり、宣傳、廣告ばかり多くしたところで實際上何にもならない。そういうのが私の趣旨でありまして、あなたに對する先ほど言ひました抗議は、こういう内容をもつてゐるのであります。明快なる回答を願ひたいのであります。

○一松國務大臣 早速冒頭において徳田君にお断りしておかなければなりませんが、これは、野本君の御質問に對して私が答へておりましたときに、野本君の私に對する質問の要旨は、警察廳を濫用して保健衛生を國民の間に推進しようとしてもいけない、むしろ國民が進んでそういう仕事に協力するようになり、積極的態度をもつてやるように、厚生省としては考えていかなければならぬ、やないかという御質問に對し、私がそういう趣旨のお答をしておつたときに、違つ／＼とおつしやつたので、實はそれが徳田君であるかだれか知らぬが、そういう言葉を聞いた。實はそこで私は錯覺を起した。自分の野本君に對する答へが違つたのであると思つたから、何が違つたか、それは違つておればだれにこれを是正して違つていないお答をしなければならぬ、こゝろ思つておつたところが、徳田君はいやそれはあとでということと言われたから、それではやはり違つていないのだと思つて野本君に答へたわけである。何がそんなことがあるかというやうな言葉はなかつたのでありますから、それは徳田君も御了承願ひたい。

○徳田委員 言ひこととすることが違つたと言つたのです。

○一松國務大臣 徳田君の違つたと言つた言葉の趣旨、も今の徳田君の言葉によつてよくわかりました。すなわち今まで厚生省がやつておつたことはただ言うことばかりで、實際の仕事ができていないではないか、これが違つたという意味であつた、具體的事實を今お示しになりましたが、私も同じ考えをもつておる。厚生省が今までこういうふうなことで、言うこととすることがどうも必ずしも一致しなかつたという面があつたために、國民の間に不平不満があつたことは事實であります。そういうことを私

が厚生大臣になりました後もいろいろ投書とか陳情とかで聽いて、なるほどなるほど、これは改めなければならぬというところを痛切に感じております。ただいまあなたの言われた國立病院におる患者自身が何遍もお前のところに陣行つたところ。来たことは何遍も来た。六月一日からわれ／＼を有料にすることは不都合ではないか。われわれは國家のために命を犠牲にして第一線で活躍したためにかたわになり、盲になり、そして歸つて来た後は陸海軍病院にいつて、無料でせわしていただいた。それは陸海軍が解消されて國立病院になつたら、にわかには有料にするとはけしからぬ。こういう陳情が何回もありました。ところがそれは一方には一體すべての國民は平等である、その平等である國民に對して、特に白衣の勇士であるがために特別の待遇をすることはいけないから平等に待遇せよ、こういうやうな話があつた。これは私もつともだと思つた。國民を平等に待遇せよ。そういうことで國立病院に入院した患者諸君に對してもいわゆる有料であるが、その有料ということも特に利益を目當にした有

料でなくて、要るだけの費はもらわなければならぬというやうな建前で今やつてゐる。ところがどうして醫療の金を支拂ふことのできないやうな人に對しましては、生活保護法によつてこれを助ける。もしくは失業者であれば失業保険とか、失業補償だとかいうやうな方面で救ひの手を差し伸べて、なるだけこれらの人々の困らないやうにすることが社會政策として當然なことでありまして、そういう方針でやらなければならぬということをよく説いて聽かせますと、いやよくわかつた。それならそれでようございます。何でもかんでもわれ／＼に金を拂へと言ひから、陳情するのだという陳情が何回もありました。その點はよく話して納得して歸つておりますから、(違つた)違つた者あり)必ずしも有料であるというところはならない。これが地方にまで徹底してない憾みがありまふ。このことは徹底させなければならぬというので、來月の三日、四日に全國の關係者を集めまして、徹底せしめるやうな方針をとることにしておりまふ。今違つ／＼とおつしやつたが、定めし違つておりまふしやうが、これから徹底するやうになれば、これらのことも是正されることであらうと思ふ。その點は一つ御了承願ひたい。

○徳田委員 私は國立の結核療養所のことを言つておるのです。

○一松國務大臣 その點についてはさつき三木局長から幾分の利益を見た料金を徴収するかもしれぬという答へがあつたのであります。その點についてはよく局長の意見を具體的に聽いてみなければならぬが、私の考えでは保健所法の第九條によると、使用料、手數

料もしくは治療料を徴収してはならないことが原則で、ただ命令の定める場合には幾分徴収しなければならぬということがあるが、その命令の定める場合にも、利益を得てとるというような點については、少し研究の餘地があると考えております。これは事務當局と十分打合せた答辯でないから、この點はさらに検討して適當の時期にお答えをすることにいたしましょうが、しかしそういう費用をとらないことを原則とすることが九條の規定でありますから、そういうことについては御了承を願いたい。また結核患者が有料であるがために、退院をして十分の一以外のものは居残りということ、國家のためにまことに憂慮すべきことでありますから、そういう點については、生活保護法その他の保護法によつて、なるだけそういうことのないようにしたいと考えております。違ふということでありましたら、この點が違ふとお示しになれば私の知つておることは十分お答えいたします。知らないことは教えてもらいます。御慈慮なく言つていただきます。

○徳田委員 今野本さんの番でありますから私はこれ以上言わないつもりであります。大臣のお答えと私の言つた趣旨とは大分違いますから、これはあとに保留いたしまして、次の機會にやることにいたします。

○小野委員長 野本君に申し上げますが、大分時間が切迫しておるようですし、あなたはまだお始めになつたばかりで大分時間がおかりじやないかと思ひますから、この次ではいかがです。

○野本委員 よろしうございます。

○小野委員長 なお政府當局に申し上げますが、ただいまの御答辯ですと、健康保健所の有料であるか無料であるかの問題はきわめて大きな問題であります。しかるに大臣の御答辯と政府委員の御答辯との間に若干食い違ひがあるようなふうにも考えられますので、この點は次會までに御協議の上、御答辯を合せていただきたいと思ひます。念のために申し上げます。

○一松國務大臣 承知いたしました。

○小野委員長 次會の議事日程は公報をもつてお知らせいたしますことにいたします。今日はこれをもつて散會いたします。

午後零時二分散會

昭和二十二年八月二十五日印刷

昭和二十二年八月二十六日発行

衆議院事務局

印刷者 印刷局